

○中津川市補助金交付規則

昭和36年6月22日規則第4号

**改正**

昭和39年11月7日規則第23号

昭和40年9月10日規則第10号

平成17年2月13日規則第12号

中津川市補助金交付規則

(趣旨)

**第1条** 地方自治法(昭和22年法律第67号)第232条の2の規定に基づき市が公益上の必要により支出する補助金については、法令に特別の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところにより予算の範囲内において補助金を交付する。

**第2条** 削除

(申請手続)

**第3条** 補助金の交付を受けようとする者は、別に市長が定める日までに、補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業収支予算書(第2号様式)
- (2) 事業計画書(第3号様式)
- (3) その他必要と認める書類(第4号様式)

(交付の決定及び通知)

**第4条** 市長は、前条の申請書を審査の上適当と認めるときは、補助金の交付を決定しその決定の内容及びこれに条件を付したときは、その条件を付し当該申請者に通知する。

(申請内容の変更)

**第5条** 補助金交付の通知を受けた者が、第3条の規定により提出した書類の記載事項の変更をしようとするとき又は工事若しくは事業を中止する場合には、次の書類をあらかじめ市長に届け出てその承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業(工事)の変更(中止)届(第5号様式)
- (2) 事業(工事)収支変更予算書(第6号様式)
- (3) 事業(工事)変更計画書(第7号様式)
- (4) 変更に必要なと認める書類(第8号様式)

(請求手続)

**第6条** 補助工事が竣工し又は補助事業が完了したときは、補助金交付請求書（第9号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、前金払い又は部分払いをするときはこの限りでない。

(1) 事業実績報告書（第10号様式）

(2) 事業収支決算書（第11号様式）

**第6条の2** 前金払い又は部分払いにより補助金の交付を受けたものは、当該工事又は事業が完了したときに、速やかに完了報告書（第12号様式）及び事業収支決算書（第13号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還等）

**第7条** 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対して補助金の全部又は一部を交付せず、その交付を停止し又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) この規則の規定に違反したとき。

(2) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(3) 事業の施行方法が不相当であるとき。

(4) 出来形等が計画書と著しく相違するとき。

(5) 虚偽又は不正の方法によって補助金の交付を受けたことが明らかになったとき。

(6) その他市長において補助金の交付をすることが不相当と認めたとき。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則施行前に補助の指令を受けた者は、この規則により指令を受けたものとみなす。

（山口村、坂下町、付知町、福岡町及び蛭川村の編入に伴う経過措置）

3 山口村、坂下町、付知町、福岡町及び蛭川村（以下「旧町村」という。）の編入の日（以下「編入日」という。）前に、山口村補助金等交付規則（昭和38年山口村規則第10号）、坂下町補助金交付規則（昭和61年坂下町規則第5号）、付知町補助金等交付規則（昭和60年付知町規則第4号）、福岡町補助金等交付規則（昭和59年福岡町規則第5号）又は蛭川村補助金等交付規則（平成2年蛭川村規則第9号）（以下これらを「旧町村の規則」という。）の規定により交付の決定がなされた補助金の取扱いについては、市長が別に定めるものを除くほか、この規則の規定にかかわらず

ず、旧町村の規則の例による。

- 4 編入日前に旧町村の長に提出された補助金交付申請書で、同日までに補助金の交付の決定がなされていないものについては、この規則の相当規定により提出された補助金交付申請書とみなす。

**附 則**（昭和39年11月7日規則第23号）

この規則は、昭和39年12月1日から施行する。

**附 則**（昭和40年9月10日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成17年2月13日規則第12号）

この規則は、平成17年2月13日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

第2号様式（第3条関係）

第3号様式（第3条関係）

第4号様式（第3条関係）

第5号様式（第5条関係）

第6号様式（第5条関係）

第7号様式（第5条関係）

第8号様式（第5条関係）

第9号様式（第6条関係）

第10号様式（第6条関係）

第11号様式（第6条関係）

第12号様式（第6条の2関係）

第13号様式（第6条の2関係）